

平成29年3月22日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 杉安真奈美



平成29年(ハ)第82号 貸金請求事件

口頭弁論終結日 平成29年2月22日

判 決

福岡市中央区天神1丁目14番16号 福岡三栄ビル4階

原 告	株 式 会 社 し ん わ
同代表者代表取締役	田 中 力
同訴訟代理人支配人	本 村 紀 彦

大分県

被 告	
同訴訟代理人弁護士	堀 哲 郎

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

1 請 求

- (1) 被告は、原告に対し、85万5913円及び、うち16万8135円に対する平成28年11月30日から支払済みまで、年26.28パーセントの割合による金員を支払え。
- (2) 訴訟費用は被告の負担とする。
- (3) 仮執行宣言

2 事案の概要

(1) 請求原因の要旨

原告の被告に対する、原被告間の平成11年1月13日付け借入限度付金銭消費貸借契約(以下「本件契約」という。)に基づき、同日から同12年11月10日までの間、原告が被告に対し貸し付けた金員合計70万円の残元金16万8

135円、確定遅延損害金68万7778円及び上記残元金に対する期限の利益喪失以後の日である平成28年11月30日から支払済みまで、利息制限法所定の制限利率の範囲内である年26.28パーセントの割合による遅延損害金の支払請求。

(2) 本件の争点

被告は、請求原因事実中、本件契約の成立そのものは明らかに争わないが、被告代理人名義の通知書（内容証明郵便）により本件契約に基づく貸金返還債務につき消滅時効を援用したとして、本訴債権の消滅を主張するのに対し、原告は、消滅時効完成後に被告が本訴債権の一部を弁済したから、消滅時効完成後の債務承認にあたり、信義則上消滅時効を主張し得ない（昭和41年4月20日最判参照）と反論している。被告は上記消滅時効完成後の一部弁済の事実につき明らかに争わないから、本件の争点は、被告の消滅時効援用が、信義則上許されないかどうかにかんする。

3 争点に対する判断

(1) 末尾記載の証拠及び弁論の全趣旨によれば、争いのない請求原因事実の存在に加え、次の各事実の存在を認めることができる。

ア 被告は、平成13年2月13日に本訴債権に対する弁済として1万6000円を支払った後、平成28年11月17日に至るまで、弁済を中断していた。この中断期間中、原告は、被告に対し郵送等の方法により定期的に督促をしていたが、平成28年11月16日、「訴訟決定のご通知」と題する督促状を、支払期限を同年11月21日と指定した上で被告宛て発送した（甲3、乙1）。

イ 原告の従業員^A（以下「^{A'}」という。）は、上記督促状の発送と併行して、同日被告方に架電し、被告に対し本訴債権の弁済につき直接督促し、被告から一部を弁済する旨返答があったことから、入金を確認できれば訴訟提起を保留する旨伝えた。被告は翌17日、原告宛て1万円を振り込んだ。^{A'}は、再度被告に架電し、同日から18日にかけて、被告が50万円を一部弁済するとの返答

を受けた（甲3）。

ウ その後被告は、本件につき被告代理人弁護士堀哲郎（以下「被告代理人」という。）に相談し、被告代理人は、同月21日、被告の債務処理を受任し、その旨原告にファクシミリで通知するとともに、原告側に被告に対する強い口調での取立行為があったとして、同月17日に被告が支払った1万円及び、取立行為に対する慰謝料として10万円を請求する旨の通知書（内容証明郵便）を原告宛て発送した（乙2，3。枝番含む）。

エ 原告は、上記通知書受領後の同月30日、本件訴えを提起した。

- (2) 被告は、上記(1)イに認定した交渉の中で、^{A'}に「100万円くらい払えるでしょう」「長年借りていてそんな薄情な話があるかい」などといった強い催促や被告に対する非難があったと主張してもいる。原告はこれを否認し、^{A'}もまたこれを否定する（甲3）が、被告が結局被告代理人に債務整理につき委任している事実^{A'}に照らせば、被告が困惑動揺したこと自体は優に認定できる。そうすると、そもそも、そのような^{A'}の言辞の有無につき認定するまでもなく、上記(1)で認定した各事実に照らせば、原告は、およそ16年弱もの長期間、定期的に書面で督促する程度の債権管理しかしておらず、商事消滅時効完成から10年以上を経過した後に、突然訴訟提起を通告するとともに直接架電することによって、被告の法的無知及び困惑に乗じて、弁済をしなければならないかのような心理状態に誘導し、少額の支払いをさせて、事前に被告の消滅時効援用を封じ込めようと企図したものと推認するのが相当であるから、被告が平成28年11月17日に1万円を支払ったことをもって、原告に、被告がもはや時効を援用しないことに関する、法的に保護すべき信頼が生じたとは言えないこととなり、その反射的效果として、その後の被告による消滅時効の援用が、信義則に反することにはならないと言うべきである。原告のこの点についての主張には首肯できない。
- (3) そうすると、本訴債権は被告の消滅時効援用により既に消滅しているから、原告の請求は理由がない。

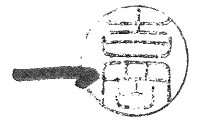
4 結論

以上の次第であるから，原告の請求は棄却を免れない。よって，主文のとおり判決する。

大 分 簡 易 裁 判 所

裁 判 官

吉 岡 俊



これは 正本 である。

平成29年3月23日

大分簡易裁判所民事3係

裁判所書記官 杉 安 真奈美

